

お知らせ

望まない受動喫煙をなくそう！！

7月1日(月)から、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関（庁舎）では、原則敷地内禁煙となります。
2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月の全面施行に向けて、順次施行が進められていきます。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に

20歳未満
の
立入禁止

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の
設置
が必要

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

標識掲示
が
義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに

いのち支える下野市自殺対策計画を策定しました

平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、日本の自殺死亡率を先進諸国の水準まで減少させるため地域の実情に応じた対策を行うこととしており、本市でも今年度から5か年計画（平成31年度～令和5年度）の「いのち支える下野市自殺対策計画」を策定しました。

計画では「いのち支える基本施策」として以下の7項目を掲げて取り組みます。

本市の自殺者数は毎年10人前後とほぼ横ばいで推移しており、特に若年層と高齢者の自殺者の割合が、全国や県と比較して高い傾向にあります。計画では、令和5年度に自殺者数ゼロとなることを目標としています。

今後、この計画に基づき下野市地域自殺対策ネットワーク協議会を設置し各種施策の進捗状況

の評価や検討を行いつつ、関係機関や民間団体等と緊密に連携しながら自殺者数ゼロの目標達成を図っていきます。

【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化
(こころつなぐシートの活用)

【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成
(ゲートキーパー養成講座開催等)

【基本施策3】 市民への啓発と周知

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

【基本施策5】 若年層への支援の強化 (重点施策)

【基本施策6】 高齢者への支援の強化 (重点施策)

【基本施策7】 「生きる支援関連施策」の実施

※計画書（概要版含む）については、市ホームページからダウンロードすることができます。

薬物依存症に関する研修会

県南健康福祉センターでは薬物依存症に関する研修会を開催しています。薬物依存症ってなんだろう？薬物依存症の基礎知識や栃木ダルクによる薬物依存症回復者の体験談等もあります。

まず、お電話でご連絡ください。

■日程 6月20日(木) 午後2時～3時30分

■会場

栃木県庁小山庁舎（小山市犬塚3-1-1）

■申し込み・問い合わせ先

県南健康福祉センター生活衛生課

☎(22)6119

